

## 公益社団法人青森県診療放射線技師会慶弔規程

### 第1章 総則

#### (通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会会員の慶弔に対し、必要な事項を定める。

### 第2章 適用と義務

#### (規程の適用)

第2条 この規程の適用をうけるべき事由は、以下とする。

- (1) 会員の死亡 弔花及び弔電
- (2) 慶事に関しては、理事会に諮ることとする。

#### (申告)

第3条 会員がこの規程を受けるべき事案が発生した場合は、本人、代理人又は理事が会長に申告する。

#### (報告義務)

第4条 第2条各項に定めるもののほか、必要と思われる事案が発生したときは、会長が判断して慶弔を行い、遅滞なく、理事会に報告する。

### 第3章 雑則

#### (規程の改正)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

### 附則

1 この規程は、平成25年4月29日より直ちに施行する。